

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和 7 年 3 月 3 日
君 津 市

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市（町村）が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4. その他

- (1) 証明書は、本市の認定特定創業支援事業を受けたことを証明するものであり、上記の支援制度を受けられることを保証するものではありません。
- (2) 法改正等により、支援制度が変更又は終了することがあります。

証明書の申請手続きについて

1 申請に必要な書類

- ① 特定創業支援事業に関する証明書交付申請書 1部（一の申請書に対して一の証明書の交付となりますので、支援制度の利用にあたり、証明書の原本を複数必要とする場合は、必要とする部数の申請書をご用意ください。）
- ② 証明書を郵送による交付を希望する場合は、返信用切手

2 君津市に申請する

- ・上記の書類を、君津市経済環境部経済振興課に提出（持参又は郵送）してください。
- ・申請期限は、申請書の「2 特定創業支援事業により支援を受けた期間」欄に記載する期間の「 年 月 日まで」の日付の翌日から起算して1年を経過する日までです。
- ・原則として、証明書の再交付は行ないません。複数の支援制度を利用する予定があるときは、必要とする証明書の部数の申請書を提出してください（なお、提出先によっては、写し可の場合がありますのでご確認ください。）。
- ・証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

3 証明書の交付

- ・申請書の記載内容を審査し、適当と認められるときは、証明書を交付します。
- ・証明書は経済振興課窓口での交付又は郵送による交付となります。郵送を希望する場合は、申請書に返信用切手を添付してください。

4 証明書の注意事項

- ・証明書には有効期限がありますので、証明書の取得後は、速やかに各手続きを行ってください。万が一、有効期限を経過しても、再発行（有効期限の変更を含む。）は行ないませんので、注意してください。
- ・証明書の有効期限は、証明の日から、次に掲げる日のうち、もっとも早く到来する日までです。
 - ① 認定創業支援事業計画期間終了日（君津市は令和9年3月31日）
 - ② 令和9年3月31日
 - ③ 創業後の者については、税務署に提出した開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過しない日